關西大學新報

発行所
関西大学新報社
大阪市大淀区長柄中通２
電話（358）２２７１
発行人　村井弘二
編集人　坂本阜助
（一部　10円）

新聞学科廃止、学生生活の侵害

産学協同路線を主張

社会学部設置とは

非民主的秘密主義のもと

一部のみ社会学部設置（それにともなう文学部新聞学科の廃止）は社会学部仮称設置準備委員会から各学部の〝賛同〟を得るため各学部へ設置についてはかられ、〝賛同〟を得たので、仮称準備委員会を森川学長のもとに設置実行委員会に発展させ、本格的に設置へ動く体制がとられた。

同学部設置趣旨は森川学長によると「一つは学内からの要望、社会的状況から、そしていままでの社会科学ではおいきれない問題への学問の発達」のためであると述べている。

この社会学部設置は、前中谷学長からの基本方針であったと三者懇談会の席上説明した。

その内容は次の通り。

①四十二年度より一部でのみ募集

②社会学科―心理社会学専攻、マス・コミニケーション学専攻、産業社会学専攻の一学科三専攻制

③文学部新聞学科のマスコミ学科専攻への吸収に併い二部の新聞学科は四十二年度より募集停止

④社会学部教養課程の間は天六学舎で授業

⑤四十一年二月に設けられた設置準備委員会は実行委員会（委員長は森川学長）に移行する。

社会学部問題について次期（9月）三者懇談会への継続審議となるように提示され、了承されている。

各学部の教授に〝賛同〟を得た社会学部設置はより設置へ歩を進めた。

しかし、この社会学部大学の大学運営というもとに一部のみに設置し、二部は設置しないのであり、さらに新聞学科の廃止が秘密主義のもとに行なわれていたのであり、〝職業人の育成〟と産学協同路線を志向する教学の方向のもとに社会学部を設置することになった。設置趣旨は「大管法」など教育攻勢を打って出た池田内閣のもとに日本ブルジョアジーが表現した「人間開発」を基調としており、企業件の観点から二部の縮小化、軽視の方向性をとっている。産学協同路線のもとに設置される社会学部よりここに学生生活が侵害されるであろう。

一部のみ社会学部設置、新聞学科の廃止のなかであらわれた。①関大を産学協同路線のもとに、非民主化される。②二部の学問領域の縮少化、二部の無視化である。③このように一部二部の学生生活を侵害する社会学部設置の問題性を以下分析した。

社会学部設置は「中谷前学長からの基本方針であった」にもかかわらず、それは学校側から一般学生に明らかにされたことは一度もなかった。少なくとも学生が大学でただ一方的に教えられる受動的存在ではなく、むしろ「学ぶ」学生こそが大学の主体であるとき、大学で教えられようとするものの本質と、その存在の具体的ありさまを知る権利がある。このことを踏まえた上で、社会学部設置が関大の教学内容に二部学生の学園生活に及ぼすものの意味を考えよう。

①二部の学問領域の縮小化

社会学部設置にともなって二部文学部新聞学科が廃止されるということ。これは単に量的に二部の一学科の削除問題ではなく、関大における勤労学生の学問領域の一分野が縮少されるものととらえられる。さらに、学校側が四十五年万国博以降の二部千里山移転の局面でなら新聞学科の吸収二部社会学部設置も考えられるというとき、これはその四、五年のブランクが関大経営方針下に犠牲下される明確な二部無視でしかない。

二部新聞学科は廃止されざるを得ないのではなく、廃止『される』といえる。すなわち教授側の説明によると、現在の大学設置基準法では、一学科を作るには六名の教授、二部を併設するには（プラス二名）八名の教授が必要である。ゆえに二部新聞学科を単独で残すには六名の教授が必要になる。つまり、学校側は現在新聞学科の教授が全部社会学部に移行するときとても二部新聞学科のみに六名の教授を揃えることは無理だと主張している

たとえ六名確保できたとしても両部共通であることからしてもそれは、単に新聞などを残すことはできえない

このような問題をもった社会学部設置は三十九年度あたりから関大方針に上っていた。その二年余の間、大学がなんら対策もしなかったことは「一度に六名の教授を揃えることはとても無理だ」が単なる口実にすぎないことを示す。

社会学部そのものも、設備面の困難から天六二部には設置できないという事も、全く同様である。

つまりこれらは恐のよい二部無視であり我々が二部社会学部設置を望む望まないの立場とはかかわりなく、現在二部が「教職員などの回転率を良くする」ためにのみ存在し、そうでないものは切り捨てるという関大経営方針の露呈でしかない。学部設置に伴う二部新聞科廃止とは関大理念「一部二部教学の平等」さえ踏みにじる現実形態に他ならないだろう。

②二部学園生活への侵害

次に社会学部設置強行―関大運営方針の優先は、二部学生の今〈現実〉に営む生活基盤をも脅やかさざるをえない

社会学部（一部）教養過程が昼間天六学舎で行なわれるということは、その授業終了が五時であることから、二部学園生活にさまざまな弊害、制約を生み出すことが予想される。すなわち㋑サークル活動などでのトラブル（特に数クラブ同居でただでさえ狭い体育館の使用はどうなるのか）㋺有隣館図書館などの設備面では、授業終了後の一部学生に、われわれ二部学生の使用が著しく制約されると考えられる。特に試験時）などその他、一部二部学生にとっても学園生活に現時点では想像されぬ問題も多く生み出すことになろう。

これに対する学校側の解答は、「心配はごもっとも、各機関とも相談して善処する」（学生部長）というだけである。しかも、それは「学部設置を文部省に答申する段で」しか具体化しないといっている。これではまるで、先ず関大運営が学部設置が先決、二部学生の生活はその後で、〝ドウニカナルサ〟でしかない。

われわれはこのような学校側の二部学生の既得権（生活権）までも無視に、二部の存在そのものの不安さえ感ぜずにはいられない。サークル活動の隆盛を提唱する学校側の方針が一部の学生はオミットされるであろう。

③かく二部を犠牲化してまで設置される「社会学部」とは何か？

社会学部が関大に設置されるとき、われわれには二部への設置非設置にかかわらず、その学問内容を知り、かつ創造の一半にも加わらなければならないだろう。だが社会学部はその具現化の段階でしかわれわれに『与えられ』なかった。

設置準備委員会はいう―戦後わが国では、社会の急激な近代化による複雑多岐な変動に伴い、今までの社会科学に加え、社会学等の行動科学面からの分析究明とそれに基づく管理運営とが必要となった。

今日唱導されている「社会開発人間開発」などもこの状況への対処に他ならないが、（イ）かかる構想の必要な特に「躍進を遂げつつある産業界」に顕著である。すなわち「産業界における人間関係の詳細、的確な把握や技術革新の動向」の「鋭敏な洞察に立脚する経営管理論の発達が肝要であり」「社会学、心理学の側面から」「深められることが必須の要件」なのだ。（ロ）他方、大衆社会化状況の出現を見る今日、マスコミニケーションの飛躍的普及は、これが政治、経済、文化および世論形成に支える影響は重大である。そして現代社会の諸事象―都市の未曽有の膨張、第一次産業の人口の激減、家父長制家族の解体等による人間疎外、社会的対立等々―への理解と対策なしには、このマスコミニケーションの運営も社会開発も行われ得ない。

これらの「現代社会の要請に応えるは緊急の枢要事であると考える」（基本趣旨の論旨）

ここでは、森川学長の設置理とは初めに「社会的要請から」そしてそれに密着した「学習の発達」「学内の要求」ということに他ならない。

「社会的要請とはなに」をこの状況下のもとに意味しているのであろうか。

確かに戦後日本独占資本の急速な復活は日本社会構造を分解させ、現代日本人を極度に分断化（孤立化）・画一化させた。だがこれは、資本の膨張にともなう国家独占体制立の確下、人間が徹底的に資本に疎外化されていく過程―人間の機械による部分品化、人間主体そのものの生産手段化―の結果でしかない。

社会学部の現代考察とは、この根本要因を素通りし、逆にこの分断化、画一化された人間をいかに「躍進する産業界」の生産過程に組み入れていくか（よって人間疎外の再拡大）を「考察」するものに他ならない。つまり、現代大学の産業への密着化―私大においては既成学部の高度技術者職場管理者の大量生産化―が叫ばれる今日社会学部とはその設置目的からして大学の資本（→国家権力）への従属を意味する。われわれは自からが大学におけるマスプロ教育化（非学問的水増し化）に刻々侵されている現在への社会学部の設置理由そのものへ〝問〟を発しなくてはならない。

社会学部設置がわれわれ関大二部学生に意味するもの―それは再編成される産業界の人的要求→国家権力（文部省）→大学当局→新部学設置の産学協同路線の現実形態にすぎない。

そしてこれが関大における経営方針の優先となったとき、二部新聞学科の廃止による二部学問領域の縮小となり、二部学園生活への圧迫の黙視となって表われる。現状の関大のマスプロ化の是正に何ら根本的に手をつけず新たにマスプロ化を量的に増大化される。

社会学部設置は、大学の資本への従属化、関大教育のマスプロ化拡大と二部の犠牲化をしか意味しない。われわれが大学で〈学ぶ〉―とは何かと問うとき、当然社会学部そのものに阻止せざるを得ない対称となるであろう。これはわれわれが関大二部に〈学び〉〈生活する〉者の立場からしか対応できぬ、今われわれの〈現実〉といえる。

古本全般売買
天牛本店
道頓堀中座前
電話（211）二七五八・九番

学内告示板

夏季休暇中の執務時間

〈第二学生課・法文、経商事務室経課課〉

7月8日〜24日	9時〜19時
7月25日〜31日	9時〜20時
8月1日〜10日	9時〜12時
8月11日〜20日	休業
8月21日〜31日	9時〜20時

〈医務課〉

7月8日〜24日	14時〜19時
7日25日〜31日	15時〜21時
8月1日〜10日	9時〜12時
8月11日〜20日	休業
8月21日〜31日	9時〜12時

〈就職課〉

7月8日〜8月31日	13時〜20時

但し13時は繰下げることがある

〈図書館〉

7月平日	9時〜20時
但し金曜日休館	
日曜日	9時〜17時
8月平日	9時〜20時
日曜日休館	

但し8月11日〜20日休業

第九回

葦の葉文化祭

9月11日 開催

論説

教育攻勢にさらされる大学

大学権力の本質を

（1）

大学の〝教育工場化〟というべき実態は早稲田闘争、都留大闘争をはじめ全国の寮、学館、教員養成制度改悪阻止闘争などの全国的な規模で学生自からの手で切開している。

日韓条約、小選挙区制をはじめとする治安体制、政治支配体制の再編、日韓条約の実質化に伴う東南アジアへの進出とベトナム戦争加担、軍事体制の整備増額の第三次防衛計画、〈日本の防衛〉と70年安保正当化への布石、たび重なる原潜の寄港、F一〇五水爆搭載機、核武装への既成事実化。

労働者階級に対する合理化攻勢と賃金カット、インフレ政策による赤字公債発行、公共料金を始めとする諸物価値上げと日本資本主義国家権力の強権化が再編過程のなかで累々と進んでいる。

これらの状況下、「大学設置基準改悪省令化」「教員免許法改悪」として教育の全面的支配を大学の目的化を通して進めてきている。カリキュラム改悪を通じて教員の免許取得方法資格等を大幅に改変することを通して「専門的」な「職業的教員」づくりを、教育大学に学部の目的化をもって、他大学他学部の教育免許取得を不可能にさせていく。

政府の大学支配を進め、現代資本主義体制にみあった社会秩序の再編とともに教育制度、教育内容の改編である。

大学設置基準は国会で審議、論議を必要としない省令化という形をとって大学の支配を陰然と進められている。

このような「大管法」の個別具体化反動的性格の教育二法「教免法」「大設法」に対して関大の教授会は組織的、個別的に反対の立場を明確に表明しえなかった。〝教育二法は実現化しないだろう〟とか〝実現しえても既存大学学部には影響はないだろう〟とか〝実施しても現在の関大ではそう混乱は起こらない〟とか述べている。現在の関大では日本資本主義国家権力の要請する教育二法を予想して賢明に事前に手をつけられているというのだろうか。

教育二法―日本の帝国主義的政治・経済の再編にみあった新たな国家権力の教育攻勢―の大学支配化に対してこのように没主体的な姿勢をとっている。

国家〈権力〉に対しては服従的な人間と化し〈権力〉に対して自己主張の旗〈正義〉をひるがえすこととなく、権力側と融合している。

教学ビジョンの不毛のみにくい抗争の学長選、創立八十周年記念行事、関大会館と学園の非民主的、企業的観点優先の方向性は〝正義を権力より護れ〟などは実体化なき有名無実化し幻想化させていく。

（2）

このような関大の状況のもと「大学は現代社会の要請に応じ、新制大学の理念は一つは職業人の育成といえる。大学院は学問研究の場であるが学部は高い教養を持った良き市民をつくるための教育の場」として森川学長は関大の方向性を産業協同路線と示し、「現代社会の要請」それは現代資本主義に密着した産学協同政策の具体化を制度的支配とよき市民をつくるためのもとに、池田内閣下に日本独占の要求によりでた「人材開発十ヵ年計画」の方向性がそこにある。

この象牙の塔が解放社会の要請からそれに伴なった学門の発達→学問の要求ということであり、これは大学の本質から甚しく逸脱したところに位置づけられる。教職課程の動きもこのようななかにある。

このもとに関大に社会学部が設置される。それは産学協同政策の具体化であり、設置趣旨でも唱われているように労務管理、販売管理を強調している。学部、カリキュラムの検討のないままに設置されるなら大学は文部省、ブルジョアジーの要求する学生を資本の再生産過程に組み込まれてしまうだろう。

教授会での検討の内容も明らかにされず秘密主義的に進められ、設置に〝賛同〟がえられたのである。

この新設は既存学部に影響がないようにとされているが、現状の深化マスプロ式教育に根本的な施策を提起しえず、スシ詰の授業と二個のマスプロの激化に拍車をかけるであろう。

一部のみに社会学部を設置するため二部の新聞学科の廃止を貫徹するであろう。

マスコミニケーション学科へ新聞学科は発展解消するとしているが態のいい二部の無視化であり、二部の縮少の方向である。関大経営優先のためには天六の設備がないというものに設置しないそれにともない新聞学科の廃止を貫徹しえるのである。

社会学部の設置は昭和三十九年頃から立案化されていたにもかかわらず関大特有の抗争から日のべされていたフシがある。

学校側は新聞学科を残すためには一度に六名もの教授を揃えなければだめだし、揃えるのも無理だとしている。

しかし二部にのみ新聞学科を残こすことは現行大学設置基準に反することであり実質的にも、事実上廃止する。このように二部の無視化の方向性がみうけられる。

さらに「大学のマスプロ化を補完するためのサークル活動」を望む中学生部長の発言からみるなら一、二部の学生のサークルの場をどう保障するのかさらに二部の学生生活は……。これらに対して「心配はごもっとも、各機関とも相談して善処する」というのである。

そこにはまず学部設置を文部省に答申する段階でしか具団化しないというのだ。これでは大学運営が先決であって、一、二部の関大学生生活は何ら考慮されていないといえる。

（3）

このような問題を内包した社会学部設置新聞学部廃止は四月の三懇定例会議を学友会は〝選挙中〟だと打ち切っている。

この社会学部設置による二部新聞学科の廃止の現在的問題性を認めねばならない。教育二法を始めとする教育攻勢下のもと、学生を〝教育工場化〟のもとに労働市場化（労働力提供）させ資本と一致する国家権力および大学権力の本質を学園生活者として把握していく方向をとろう。

執行部員が〝暴力〟をふるう

春季学生大会

ク促、平民「全学連」を提起

春季学生大会は去る四日三十六号教室において、五百七十六名の出席のもと開かれた。活動方針は現在の帝国主義的な国家権力功勢の教育状況などが除却されたものであった。にもかかわらずスムーズに開かれていたが、出席人員のうち体育会系の占める人員が過半数に満たないことがわかった執行部、体育会系に焦りが生じ、〝ク促〟からの決議文、勤学学生のための団体と称した「府夜協」参加の決議文さらに平民「全学連」大会へオブザーバーの派遣採決を要求し、これらを機とし、執行部員赤松淳一郎厚生部長が学生に〝暴力〟をふるった。

決議文―採決―暴力というなかで〝数量〟が効果を示めし〝論〟らしきものがなかったといえる。

時間と、審議続行不可能として審議未了の予算、収支決算報告などをのため、九月十六日に再度学生大会を開催すると決め散会した。

二転、三転してやっと開催の運びとなった春季学生大会は、議長団に行岡君（経四）、出津君（商四）、吉永君（文四）を、書記に中島君（経三）、須原さん（法三）を、議事運営委員を水野君（法四）以下五名を選出したのち、昨年度の学友会の活動を不満としたことを反映してか五百七十六名のもとに開催された。執行部から昨年度の活動報告の承認要請に対して、昨年度、九月以降において活動が停滞したことについて批難の声が上がったが、これに対して森川執行部委員長は「陳謝」しますとわびを入れたことで〝ゲリ〟がつき、満場一致で昨年度活動報告の承認がなされた。

四十年度学友会収支決算報告について監査委員会から行なわれた。各クラブの収支決算の監査報告が合計余額と合わないため、監査委員会の答弁を求めたが、明確な返答を得られらいため、再度収支決算のやり直しの採決を求めた。採決結果二八一票対二二九票で監査報告は否決され、再度審議が決められた。

四十一年度活動方針案は執行部から提案された。〝ク促〟のメンバーから①自治委員会を必ず月一回は開催すること②クラス制の確立③自治委員会の公開④自治委員会の報告活動などの決議文の採決を要求。

さらに勤労学生のための団体と称した「府夜協」参加、平民「全学連」大会へオブザーバーの派遣これら一連の決議文の採択を要求した。

現在全学連が〝安保闘争〟―トロッキストとして弾劾してくる「平民全学連」への大会を意味している。これらの状況に対して出席人員のうち体育会系人員が過半数を占めていないことの状況に際して執行部、体育会系は焦りを生じていた。

執行部は「本年度の活動方針にある」としていたが執行部の答弁はあいまいな点が多いとする声が上がっていた。

この時、体育会系のあせりは執行部厚生部長の赤松淳一郎君が竹村君（法四）に〝暴力行為〟の誘発を招いた。このような行為は断固許してはならない。このような行為をした執行部は当然、責任をとるべきであろうこと。

混乱状態を呈しもはや学生大会の審議続行不能として一般学生の方から審議打ち切りの緊急動議が提案され、採決された。

行岡議長は再度学生大会の月日を提定するように要請し、九月十六日に審議未了の予算、収支決算などのため開くことに決定し、散会した。

クラブ

弁論部は、六月二十九日（水）六時半から、有隣館で近畿大と恒例の「近関交歓弁論大会」を盛況のうちに行なった。

弁論部は、夏季休暇の八月六日から恒例の遊説旅行に出かける。今年は中部地方の長野県、上田市をはじめ岐阜県などを遊説してまわる。各方面から成果が期待されている。

学術研究本部は、夏季休暇に〝夏季講座〟を八月一日から六日まで行なう。

〝夏季講座〟には、田畑忍（同志大教授）の憲法、杉原四郎（本学経済 教部長）の経済、小山仁示（本学、文学部講師）の歴史などを行なう。他に哲学、商学関係もあり、受講者は多くその成果が各方面から期待されている。

話し合いは平行線

不明瞭な大学当局

―新聞学科廃止大衆討論会―

たかまる学生の不信、憤り

一部のみ社会学部設置、二部の文学部新聞学科の廃止問題について、新報社のチーフのもとに、学校当局と学生の大衆討論会を七月二日、有隣館ホールで学校当局、森川学長、久井理事長、植野教学部長、中学生部長、横田文学部長、加藤、辻岡（文学部教授）委員、酒井学生部長代理、山影学務局長が出席し、四百名を越える学生との間で行なわれた。

この異例の大衆公開討論会は、（一）一部のみの社会学部設置に伴う二部の新聞学科の廃止は、二部の学問領域の縮少化である。（二）学校当局の機密主義のうちに進められている同学部新設は一部、二部の学生生活を侵害する。（三）何らマス・プロ式教育の根本的に是正に手をつけず〝社会の要求〟のもとに、また〝職業人の育成〟というもとに、同学部は産学協同路線である点について行なわれたが、当局は「〝社会の要求〟で新設するのは学問領域の拡大であり新設する。学生生活の支障は辛抱してもらいたい」などを回答し、平行線をたどり、学生側は当局の欺瞞的回答に反対を表明し、社会学部設置、新聞学科の廃止の反対を満場の拍手で行なわれ、九月においてさらに大衆討論会を開くことを決め、散会した。

大衆討論会は、森川学長、久井事長、植野教学部長、中学生部長、横田文学部長、加藤、辻岡（文学部教授）設置委員、酒井学生部長代理、山影学務局長らの出席のもと、主催者側の阪本君（法三）と河田さん（法二）の議長団のもと、新報から社会学部設置状況について、その問題点などを説明、提起したのち、学生との討議が行なわれた。

機密主義のうちに進められた社会学部一部のみ新設し、それに伴う二部の文学部新聞学科の廃止は学問領域の縮少化を意味し、二部の犠牲のもとに設置される社会学部設置について、学校当局は「現在、天六学舎の状況からみて二部も設置するのは既存学部に影響があるので設置しない」と発言し、「新聞学科の廃止は二部の縮少化を意味しない。他学部の人数を増やす」と、学問の領域の縮少化を問題にしているにもかかわらず〝量〟的に回避しようとする当局に学生は不信・憤りが生じた。

さらに当局は「二部が千里山に移転すれば社会学部設置を考える」と述べこれに対して当局のその移転時期、具体案を問うたがはっきりせず「暫らく辛抱してほしい」と訴え、討論会は進展しなかった。

このように当局が問題点をすり換かえ、はっきりした答弁が得らせずさらに機密主義をもって社会学部設置を貫徹する当局の動きに、学生側は憤りを示した。

さらに学生側は二部の学問領域の縮少化、の新聞学科廃止、社会学部設置反対を拍手をもって表明した。

一部のみ社会学部が設置し、千里山に校舎建設の間天六学舎を使用に際して「二部の生活権（＝既得権）の侵害であり、中学生部長が日ごろマスプロ教育の弊害を改善する補完としてサークル活動の充実を提唱されているが、同学舎設置に伴なって一部、二部のクラブ活動が制約されるし、有隣館、図書館など使用が制約されるが」との学生側の質問に対して、当局は「少し不便を感じるだろうが辛抱してほしい。一部の学生に〝シワ〟寄せがいくのが当然である。」と発言した。

学生側は一部学生に〝シワ〟寄せが当然だとする見解は関大生として許せないとし、当局の責任ある回答を求め社会学部設置は三十九年に学校の方針となっていながら検討、考慮されていないのであり、このような学生生活を侵害する同学部の設置には反対であると再度表明した。

社会学部趣旨については、現代の社会の状況をとらえるものとしている一方〝社会の要求〟というもとに「労務管理」「販売管理」など「管理」を重くみるきらいがある。さらに〝社会の要求〟また森川学長の教学方針の〝職業人の育成〟の視点は、関大協の「〝社会の要求〟〝職業人の育成〟は学問的見地からみて学問の荒廃化を招く」と発言しているがこれとの関係について当局の見解は、あくまで社会の進歩→社会の要求→学部新設を貫徹するとした。

延々四時間近くにわたる大衆討論会は何らの話し合いの進展が得られず、学生と当局の鋭い対立を再認識させる結果となった。

さらに九月にこの大衆討論会を開くことの議長提案が当局、学生に了承され、九月にさらに開催される予定である。

記者の眼

コレマタドウイウワケダ

〝戒厳令下〟―〝管理〟

○……機動隊の鉄壁のなか「日韓会談・条約」「原潜寄港」「日米経済委員会（＝日米資本主義国家権力の利害調整委員会）」「ザ・ビートルズ」と常にわれわれは表現の自由、観賞の自由を次々と国家権力により収奪していくこの既成事実化の数々。

国民はかかる〝戒厳令〟下のもとでしか、受験も、〝もの〟を申す、〝みる〟ことは享受してはならないという国家権力の発動の事実。米国大統領の宣戦布告なきベトナム戦争と相似形。日米何やら委員会なんてものもここらへんのことじゃないかなあ。

ベトナム戦争反対運動など反対阻止運動にみられる激しいデモに反対、そのようなデモは合法性ではないと批難する自称革新派は整然たるデモを行なうことを誇りをする。表現の自由を規制するつもりらしいです。資本主義国家権力の機動隊などを発動する〝もの〟を、合法性ととらえ違法者〈トロッキスト〉を弾劾せよと声高く国家権力とコーラスしののしる。修正主義を〝批難〟する自称革新派のこの態度と修正主義カウッキー主義との相違は……。コリャドウイウワケダ。

○…帝国主義的再編構築をはかる国家権力は〝社会の要求〟というもとに教育攻勢をかけ、教師をクラスのアドバイザーから〝管理〟者にするように、国家称[illegible]大学、[illegible]名称変更させ、さらに目的化する「大学基準改悪省令化」「教員免許改悪法」など。この学[illegible]活者としての教育状勢、これ[illegible]の方針のなき昭和四一年度体[illegible]系執行部の大会議案書。こんな学園の生活者の把握の仕方のところから、教育状況とは関係ないらしいから「あやまります」「これからやります」でチョン。

○…学友会が会議の内容は報らせているはずだろうとは学校側。体育会系主流学友会は〝管理〟されている？。学校の下請機関らしい？。このことに「やります」、成果を発表。成果？

○……社会学部設置について、大衆討論会上〝社会の要求〟という学校側は、社会の要求が変転するもとに学部の新設、廃止を次々と機密主義のもと断行するのだろうか。〝社会の要求〟だものねェ。なんら学問的主体性のない、荒廃だよ。国家権力の〝管理〟の情勢下、労務〝管理〟、販売〝管理〟、マス・コミ〝管理〟と〝管理〟学部の新設。こんな情勢下、学校当局と一緒に国庫補助を要求、（〝管理〟学部の新設の手助け？）

「軍学協同、反米闘争」と一直線に求め、国家権力との対決を回避するのもちらほら。

「正義を権力より護る」とするわが関大のビジョンを学園の生活者としてこの状況下のもとに検証、追求しよう。

学声春秋

▼中国に葬式のさい、金の多い少ないによって、死者へのむせび泣きから、身を振り揺から、はげしく泣く諸種類の〈泣き〉を演じてみせるものがあるらしい。〈泣き〉をこのように純然たる商品化させ流通させているのに驚嘆と憧景の感がする▼日韓条約、原潜をはじめとし資本主義国家権力の強権性のものについて議会主義のもとに運動を埋葬させる。一方既成革命派は〈トロッキスト狩り〉から〈政治的反米民主統一戦線〉―政治的共闘を政治的に大衆を引きまわし、「正統と団結」を勇々しく誇る▼アメリカ帝国主義のハノイ、ハイフォン爆撃の事前通告さえ陰蔽化し、〝支持と協力する〟日本資本主義国家権力はより自己の爪をみがきあげる▼こんな状況のなか不感症性のものが不感症性の相手に不感症性を演じ、不感症を感症と錯覚させられて拍手がとんだ。こんなところなものが社共の排外主義と政治的引き回しによっての不感症がより輪をつくる「正統と団結」と▼〈泣く〉べきものがそこにはないのである。〈泣く〉ことは許されぬ不感症性の物体は、エネルギーがないのである。自己の表現さへもとりえていないだ▼日本人は〈泣き〉を好むという。つくられた〈泣き〉に〈泣く〉なんてなんて人だろうと呆然とするのも日本人。〈泣かざる〉えない体制がその〈泣き〉さえも収奪していく過程にのろいが、四谷怪談が〈泣く〉という表現を成立してきたのではなかろうか。〈泣く〉ことによって〝対話〟するという表現の仕方。罪人のように言葉少なく僕はたまらなく魅力を感じ、それへの〝対話〟を望んだら天六雀が〝チッチッチッ〟とさえずり飛んでいた▼ニヤニヤとしながらゾロゾロと連なる〝跨〟の仮装行列と武装しながらニヤニヤとする集団は〈泣き〉虫をこれからいかにするのか胸中にある▼〈泣き〉の表現のとれぬ不感症性のものは海綿質におおわれているようにズブズブとひろがる。〈泣き〉の涙を破いとったわけでもその形跡もなくかえって〈泣き〉をニヤニヤと喜こぶ触手▼〝ヴァーン〟といきなり小さい子供の泣き声がした。年上の男の子であろう背高く手を伸し手の中にあるものをおおいかくしている。それに対して年幼ない男の子が〈泣き〉ながらガンバッていた。あるものは年幼い男の子のものじゃないのかなあ。

純喫茶

ソンブレロ……
軽やから響きが
真紅の太陽の国への
旅情をかきたてる
旧き都の〝インカ〟は
僕たちに話しかける

ソンブレロ……
囁やきに似た響きが
offeeのかおりとともに
たちの憩いの
シスを……
ブレロ……

ソンブレロ……
コカ・コーラに似た〈味〉
そこに働く原住民の勇々しき
〈姿〉〈肉体〉は僕らとの
話しをするかの如く

〈大暴動だ！〉
ソンブレロ……
スペインに
長き石畳の上に
長崎のオランダ坂の上に

〈ソンブレロ〉
天六国際劇場ナナメのトコロ

冷戦体制矛盾の慟哭を

ヒロシマへの動き

八月。暑熱の太陽がアスファルトをゲロ状にさせ、そのうえをゾロゾロとあるく列。

〝ノー・モア・ヒロシマ〟と叫び、プラカードを立て〝ヒロシマ〟へ、〝ナガサキ〟へ、蟻が糖類の餌に群がるかのように結集してくる。〝サイレン〟を合図に一分間の沈黙、静寂さ、凛と引きしまる。沈黙が続く。重苦しく。沈黙がささやきはじめる。原爆ドームは〝原爆〟を背おい〝原爆〟へ〈沈黙の〈対話〉を行なう。〝平和〟〝反戦〟の現状は、その論理は?

平和をめぐる情勢はベトナムを中心とする過熱化の情勢は一層の泥沼化をたどりハノイ、ハイフォン地区の爆撃の中、中国、仏の核実験、より地下実験をかさねる米ソ、この状況のもと〝平和〟擁護の闘いは国際的定着化として顕在化させてきている。

日本資本主義の帝国主義的海外進出の理論〝のろし〟とその確固たる体制の確立は強行採決と社共の議会主義への転落の中で日韓会談は反対阻止運動が議会主義にふうじこめられ、それは日本資本主義国家権力がより自己の体制論理の貫徹を〝象徴〟した。社共指導の平和運動は、中共の熱核実験に対して〝平和〟運動として対処しえず、原潜寄港、日本独自の軍事力の強化、エンタープライズ号寄港の前で、より一層〝平和運動〟が問いかえされる。

昭和二十年八月六日、午前八時十五分、広島上空で炸裂した一発のTNT火薬二万トンの原子力爆弾は一瞬にして二十万の市民を蒸発させ、今なお毎年多くの原爆症患者を死に至らしめ、原爆病院のベッドの上に虫ばまれる身体をよこたえ、また再入院を繰返す患者、原爆孤老、小頭症の子供、低所得、医療手当の不足(月三千円未満)就職 ハンディなどと山積みする問題を爪跡をヒッソリとした社会のスミに原爆白書さえ作製されない状況のもとに、押しやられている。

広島原爆投下—この瞬間から人類の悲劇と苦悩とそれを克服すべき平和のエネルギーへ転化し、胎動し、冷戦構造の中へ〝ノー・モア・ヒロシマ、ナガサキ〟と。

そしてヒロシマの原爆ドームは平和公園の中に静かにその〈存在〉を主張する。

六一年七月、ソ連核実験再開声明、十月には五十メガトンの爆発。米英も時を同じく実験再開。これを機とし核禁県民会議(民社系)、自民党も広島県、長崎被爆者大会を広島で開くなど運動の政党列化が押し進められた。

社共のうらがえしのかたりかけ

昨年、被爆二十周年原水禁大会(原水禁国民会議)と第十一回原水禁大会(日本原水協)の組織マークの入った胸のバッヂは彼らの立場を明確に位置づけ、通りすがり彼らは「平和運動の担い手」か「分裂主義の担い手」かを識別させ、平和のエネルギーのヒロシマナガサキに冷やかに一べつさせ、平和運動家の中に自己の〝デキ〟がいると組織化する。

さらに今年は日本原水協において、日共内部抗争の〝逆風〟は、中共派の弾劾と打ち続く状況からみて分派抗争?が展開されるのではなかろうか。

反論論理の深化を

反戦運動の現況

平和共存反米民族の表層

「部分核停条約」の評価「あらゆる国の核実験に反対」の問題をめぐっての原水協の内部抗争は、中ソ対立を背景とし社共二潮流への分裂をもたらし「意見の対立の本質は決して共産党と社会党との政治的見解の相違ではなく、まさに統一の原則を守ろうとするものと、これを踏みにじろうとする分裂主義者との対立である」「統一と団結」を誇り自ら「正統」であるとする日本共産党—日本原水協。

これに対する社会党系の原水禁の平和運動の基調は、第一に〝ノーモア・ヒロシマ〟の被爆原爆体験を出発点として政党系列化を排しすべての核実験反対を理念とする国民的運動を共通的前提とする絶対平和主義、第二に部分核停条約の成果を基盤に礎え、非核武装宣言を要求し、国連での全般的軍縮の達成を進めるという平和共存を実現するというのであった。

この平和共存路線を支える論理は「第二次大戦後、社会主義体制が成立し労働者の革命運動が大衆的な性格をもつようになり」一方「核兵器の出現は戦争の性格をかえ、核戦争の危険を防止することが共産主義者と全人民の第一義的な課題であり、二大体制の力関係は社会主義が地球上で完全に勝利する以前にも世界戦争を防止できることを明らかにしている」「平和共存は必要不可欠であり帝国主義に対する闘争の主要方向は戦争によってではなく社会主義の生産力と福祉の力によって示される」

このような平和運動の性質は、戦争を防止するための現状(冷戦構造)維持的平和擁護の立場に立ち「社会主義」国=ソ連のうち出す「平和」外交政策の支持へ直結せざるをえなかった。

そしてその運動は帝国主義時代における平和と戦争のもつ階級的性質を陰蔽化し、二大体制間の根本矛盾—国家「権力」の間の抗争とし支配者相互の利害関係の調整機関である議会、国連への幻想化していった。

そこには帝国主義をその戦争政策を通じてあばきだしていき、反帝国主義闘争へ労働者階級の階級的《主体》によって平和運動を押し進めるというもとには位置しえていなかった。

それはせいぜい次のようなものであった。

資本主義体制の国家権力の強権性の《もの》に「平和のための社会主義国の軍事力を信頼し、平和政策を支持し、社会主義建設の過程で資本主義をなしくずし的に崩壊し、革命を平和のうちに実現する」という「社会主義《国》《建設》」と平和的な経済競争—平和共存というもとに階級闘争を抹殺した欺瞞とした幻想を定式化し、資本主義のなしくずし的崩壊…とする。このもとにうちだす「中立、平和」のスローガンは政府、ブルジョアーの「自主防衛」の補完化へと「日韓条約」「日ソ貿易」のなかで転化される危険性に留意しなかった。

これら社会党系・原水禁を「分裂主義者」であると非難し、全て「統一と団結」の「正統」性を誇示する日共系・日本原水協の平和運動は「反米帝国主義の平和主義」を唱え「平和擁護闘争の本質は戦略と侵略を本質とする米帝国主義に対決する諸民族、諸階級によるもっとも広汎な政治的民主主義的統一闘争である」と対置した。

帝国主義戦争政策の「平和の危機」要因を米帝国主義—悪の根源であり と反米ナショナリズムを、反米民族民主統一戦線の絶対化を行ない、かたい連帯を誇示しようとしている。そこには、広汎な政治的な反米民族民主統一が目的化し、階級的視点はそのものは欠陥、あるいは粉飾化されていた。

このように社共は「二大体制の矛盾—平和共存」と「反米民族主義」との相違にしかすぎず、そこに現実の階級を放棄した「平和」運動がでてくる。

中国の核の主張

戦争の勝敗

六四年十月の中共の核実験のニュースは、全世界の労働者階級に深刻な波紋を揺り動かし、平和運動はソ連の核実験再開の時と同様再び試練にたった。

中国は核実験の主張を「中国人民を米国の起こす核戦争の脅威から守るため」と称して明瞭に「国際共産主義運動」が二分極化していく状況〈宮廷〉革命によるフルシチョフ退陣というソ連の政変にたくみに追討かける効果があり、社会主義圏のヘゲモニーを確立するための一手段としての対外政策の《核》を端的に表現している。それは周恩来とネールとの間の平和五原則(54年)の中で平和共存が中国の対外政策の「原則」化されているように、中共においては米「帝国主義」圏「社会主義」圏との平和共存が戦略化されていることを意味していたのである。

ここでは帝国主義者のとる戦争政策をはじめとしたいろいろの矛盾を現代世界の階級的矛盾の現われとしてとらえる点は稀弱化され、二大〈体制〉間の対立といった現象面〈的〉力学が外交政策となっている。

「中国政府はこれまでと同様あらゆる努力を払い国際的な話し合いを通じて核兵器の全面禁止、徹底的放棄という崇高な目標の実現を促進するであろう」「われわれは人民を信んじている。**戦争の勝敗を決定するのは人**民によって決定され世界の運命は世界各国人民によって決定される」それは「社会主義国は必ず核優位を獲得し維持しなければならない。

こうしてこそはじめて核戦争をあえて引き起こさないように帝国主義を追いこむことができるし、はじめて徹底的な核兵器の禁止に役立つ」とし《一国》的規模における社会主義の建設を目的化させこのように戦争の勝敗が問題化され、帝国主義のとる戦争政策への階級的視点から問題化されていないのであり、帝国主義者の核実験に対して労働者階級の断固たる反戦闘争ではなく、**武力報復主義を**提起し反米民族闘争を波難する。

ベトナム戦争を背景として軍階級制度廃止と熱核現代戦の物理的—技術的破壊力の物質的構築を計る軍は「戦争の勝敗」の視点から軍の優位性を保持する。

六六年五月九日の第三回核実験に「米ソが結託して核を独占し、すべての被圧迫人と被抑圧人民、被抑圧民族の革命闘争を破壊している」とソ連を弾劾し、インドネシアにおける右派の台頭と民族民主統一戦線の共産党の壊滅、ソ連党大会への北朝鮮、北ベトナム共産党の出席など一定の中共路線の後退の状況下にあり、ソ連を修正主義者とし徹底的対決を固める民族民主闘争路線は、毛沢東思想唯心化を軸として整風—中国大文化革命運動を通して、軍の党より優位—《村》は《都市》を包囲する、「東風圧倒西風」—の体制の反米民族統一戦線の確立化へ突き進んでいる。

このようなもとの中国核実験に対し社会党は「中国が現におかれているきびしい国際環境のもとでは中国政府が防衛上、核武装も無理からぬものがあることは何人も否定しえないであろう」と主張し、終末に弱々しく社会党系の平和運動が広島、長崎の原水爆体験を精神的よりどころとする絶対平和主義的装いをもった幅広い国民運動をめざしているがゆえにいかなる国の核実験にも反対という道徳的批判を加えるのみにとどまっている。

「アメリカの核恐カツ政策と封じこめ政策、およびそれに協力する日本政府の政策に反対する必要がある」とした社会党は依然として帝国主義国の核実験と社会主義国の核実践を同列に考えることはできないとし、そのもとにストレートに冷戦構造=Power Politic=の論理を反映したものであり、それは階級的観点の著るしい欠陥がある。

一方日共系は「アメリカ帝国主義の侵略の重大性」をあらためて「確認」するとともに「全面核停」をと表明しただけである。

安保体制の強化と反戦

自民党、政府、独占は中国の核実験に、日本国民の被爆体験を自己のナショナリズムのもとに利用しつつ「日本国民」の名において世界人類の悲願を無視するものと抗議し「核を保有す能力を得ちながら持たない事実を背景に世界に核拡散防止、全面軍縮を訴える」との主張はドゴールを標榜するなかで—自国の防衛—〈核をもてる〉〈日本の防衛〉から「アメリカの核のカサに入って平和を維持する」—冷戦構造を維持し「資本主義国」の優位を許る—というものであり、日本の国防の第三次防衛計画は軍事的政策への強固な歩みであり、一方〝ベトナム戦争の危機とアジア情勢の危機のなか米国帝国主義の原潜寄港、沖縄の巨大な核基地そしてベトナム戦争に活躍する七万余トンの動く基地米原子力空母エンタープライズ号の寄港がなされようとされている。

米第七艦隊に配属された原子力空母エンタープライズ号

ベトナム戦争へ日本がまきこまれる危険をもつものと原潜寄港反対の社会党は政府が米国のベトナム戦争を支持するとの表明、米国帝国主義の核戦略体制の攻勢に対処しえず空転した。

日韓条約を発効させた日本独占ブルジョアジーは極東の反革命、反労働者の旗頭として登場している。

社会党の議会戦術は日本政府の現実的意図へくいこまれず、階級的視点とはまた自ら主張する〈革新〉とは全くの逆方向に位置づけられる。

アジア反共諸国は政治的・経済的に不安定であり、それへの進出はアメリカ帝国主義の核戦略体制のもとに新植民地主義的装いをもった。

アルジェリア、ガーナ、インドネシア九・三〇運動韓国、などは世界資本主義のまき返し、再編であり、ジュネーブ協定—は進まず、もう一つの平和共存—冷戦構造の矛盾はより深化しており、ベトナム反戦運動は国際平和運動としてアメリカにおいて、イギリスにおいて、ヨーロッパにおいて、非同盟国において「政府」に弾劾がくわえられ反戦運動が拡大されている。

第二次世界大戦、ヒロシマ・ナガサキ、ヤイズ、太平洋の核実験などの経験に根ざした日本人の「平和への願望」が「国家」「民族」を止揚し、そのもとにヘルシンキ世界平和大会へと世界の平和運動が胎動した。それは現代世界平和はもはや「民族」や「国家」では実現されえない」との認識、主張は、社会主義国—平和の砦の硬直が核実験平和共存「国家」「民族」化、ベトナム戦争が自主防衛を主軸に日本の近代化というもとに日本の国家民族を強調し、米原潜、米原子空母の寄港の認可とするなか、「国家」「民族」を主張する〈政治的〉な引き回しでこれに対処し、また平和、反戦の論理が主張しえるであろうか。

平和運動は以上のような「権力抗争政治」—平和共存路線に埋没することは許されないだろう。平和共存—冷戦構造の矛盾の深化の切開へ反戦、ヒロシマのエネルギーは胎動されなければならないだろう。

ILO87号条約と労働運動の転換

結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)

一九四八(昭二十三)七・九、第三十一回国際労働機関総会で採択、一九五〇(昭二十五)七・四発効

〈第一部結社の自由〉

第二条・労働者及び使用者は、事前の認可を受けることなしに、自ら選択する団体を設立し、及びその団体の規約に従うことのみを条件としてこれに加入する権利をいかなる差別もなしに有する。

第三条1、労働者団体及び使用者団体は、その規約及び規則を作成し自由にその代表者を選び、その管理及び活動について定め、並びにその計画を策定する権利を有する。2、公の機関は、この権利を制限し又はこの権利の合法的な行使を妨げるようないかなる干渉をも差し控えなければならない。

第四条、労働者団体及び使用者団体は、行政的権限によって解散させられまたはその活動を停止させられてはならない。

第八条、この条約に規定する権利行使するに当たって、労働者及び使用者並びにそれぞれの団体は他の個人または組織化された集団と同様に国内法令を尊重しなければならない。

2、国内法令は、この条約に規定する保障を阻害するようなものであってはならず、また、これを阻害するように適用してはならない。

第10条、この条約において「団体」とは、労働者または使用者の利益を増進し、かつ、擁護することを目的とする労働者団体または使用者団体をいう。

(はじめに)国際協定によって労働者を保護しようとした思想がはじめて現われたのは一般にロバート・オーエン(一七七一〜一八五八)をもって、国際労働者保護の必要を力説した最初の人であると一般にいわれているが、一八九八年にエクス・シャペルの会議で神聖同盟諸国に対して、産業革命が労働者に及ぼす結果の、その危険について、説明及び依頼した。十九世紀の後半に入って国際労働運動が発展してきた結果一八五五年にスイス・グリス州の提案となり、一八八〇年において、スイス連邦政府は各主要産業国に対して、国際的な工場立法を議会で採択することを、各国に対して要請した。

このような中で一九百年に国際労働保護立法会議が持たれ、一九百四年四月に仏・伊二国間条約が締結された。

そして、一九一四年にベルヌ会議で国際労働者社会主義者会議、国際労働組合会議が開かれ、国際労働立法の問題について「パリ平和会議における国際労働憲章の綱領」と題する同文のものを採用した。綱領の要旨は賃金制度の下においては資本主義は労働者を搾取することによって、その利潤を増加させようとするものであり、その例用する方法は、この搾取を国際的措置によって、制限するのでなければ、労働者の肉体的、道徳的および知的な頽廃をもたらすものである。労働者の解放は、資本主義制度そのものを廃止するのでなければ、完全に実現することができない。それまでの間は組織労働者の抵抗によって害悪を減少することができるのであり……このような混乱を乗り切る是正政策として国際労働立法を作る必要性を見出した。こうして、一九一九年六月二十八日に署名されたベルサイユ平和条約は国際労働機関を設置することを採択した。

そして一九四四年フィアデル・フイア宣言において「国際労働機関の目的に関する宣言」の中で「労働は商品ではない」というILOの根本原則を再確認し、この原則から必然的に導きだされる結社の自由の原則が、ILOの民主的機構の礎石たる事実に特に注意を換起している。これらの背景にはロシア革命のボルシェヴィキ革命に引き続いて、ハンガリーのベラ・クーンが労農ロシアにつづいてハンガリーソヴィエト共和国の創設(一九一九)、西欧各国においても、労働者の革命的機運の空気があったことが大きな要因であった。

このような根本原則に基づいたところのILOとそれに関連したところの国内法との現在的問題点は、

ILO八十七号条約は昨年五月十七日に第四十八回通常国会で採決されてから六月十四日に小平労相がジュネーブに寄託して、凍結期間一年を経過した去る六月十四日に、政府・自民党の政令強行で、在籍専従制を除いた他のタナ上げ部分を一括施行し、これによって長年国際的に問題化された条約は批准され、効力を発することになった。それに伴って新たな労使関係が成立することになわけたであり、ILOの成立過程と批准経過を考察する中で今後の労働運動を総評の新方針とを照し合せて探ってみたい。

この問題が提起したのは一九五七年の春闘で機関車労組(現動力車労組)の委員長以下、大量処分に対して組合側が総評とILOに対して共同提訴したことによってひきおこされた。すなわち公労法第四条三項(職員でなければ職員の組合員またはその役員となることができない)を八十七号条約違反として、提訴したことに端を発し、その後続いて、全逓(一九五八)日教組(一九六〇年)国鉄労組、自治労、などの多くの全国単産でILOに対して提訴しまた、国際自由労連、国際公務員連盟等も、共同提訴した。

一方政府自民党も、三十三年に「労働問題懇談会」に諮問を受け、直ちに批准の方針を閣議決定した。しかし、六月十四日の施行に到るまでの七年有余の間に労働関係法全般にわたって、改悪を意図し、国家公務員法、地方公務員法の全般的な手直しにとりかかったため、長年月を要した。その間、ドライヤー調査団の来日や実情調査委員会の来日で、ILOの結社の自由委の十四回にわたる再三の勧告を受けたにもかかわらず、ILOの根本理念を歪曲したところでの国内関係法の改悪を意図し施行に移した。

この批准と時を同じくして、高度に産業構造は進展し帝国化へとホップする段階で行なったことに対してわれわれは注意をしなければならないであろう。特にILO八十七号条約批准関係改正国内法の〝タナ上げ部分〟の処理問題は十三日の公務員制度審議会(会長前田義徳)の正式答申とこれを受けた政府、自民党が「在籍専従を除いて、政令で一括施行」を正式決定したことによって、野党・各種労働団体はそれでははじめの約束と違うとして、未成立の法案の成立阻止を目標とする云々…。まさにここに見られるのは体制的議会制民主主義の本質を見ることができる。安保、日韓と政府・自民党の使ういつもの手であるので、この妄想から新しい方向性を持たねばならないだろう。

何故なら、田中幹事長、自民党首脳では、野党側の抵抗が余り強ければ次のような態度を取ることが決定していたという。(6/14毎日)すでに各委員会・理事会で成立している審議日程どうり、質疑打切・討論・採決を強行することも辞さないといっていると、公務員制度審議会においても労働者側委員全員欠席の中で行なわれており、八十七号条約の労使の解釈はまったく相違がみられこの結果、国際法に乗っとった〝条約優先〟の原則により、この条約に抵触する一切の国内法律は効力を失なうことになり、今後の運動運動にとってもはや方向転換の兆がみえているが、労働運動はどのような形で変転していくのであろうか。

ILO八十七号条約に伴う労使間の問題点

①在籍専従制限……これは棚上げ部分

②時間内組合活動……この問題に関しては法例、条例等で決めることとなり、規制を加えようとしている。もし行なうならば賃金の支給はうけられないことになると言うもの(賃金カット)

③職員団体の目的……政府案では労働組合が行なう社会的政治的活動をすべて制約しようとするもの。

④管理職組合(使用者組合)組合員の範囲は人事委員会規則で定めることによって一般組合員への破壊工作を意図するもの。

⑤登録要件……役員選挙については全組合員の過半数を必要とする旧法を改め、投票数の過半数でよいことになった。

⑥交渉制限……管理運営事項は交渉の対象除外、(人事組織、定員、予算など)

このような波乱の諸情勢の後、六月二十五日に総評評議員で新方針案を打ち出し、従来と大きく闘争の姿勢を変化せしめている。そこにはヨーロッパ型ILOを想定して、体制内的労働運動の推進=組合主義を前面に押し出してきている。新方針の中で太田議長は、〝一口にいえば労働組合にかえれ〟ということだと述べた。労働組合の第一の任務は賃金闘争であって、今後は経済闘争重視の方向を取るべきだとしている。

従来より、後退した線を打ち出しここには、現在の高度帝国主義化資本主義をどの程度、分析しているのかその脆弱性を暴露したものであって、またしても体制内化へ労働者階級を導び落すものであって、労働組合の強化にはならないといっても過言ではない。

そして、労働情勢の変化に対しては何んら具体策が見られず、企業合併にともなう三菱長崎造船労組の分裂、プリンス自動車労組金属同盟脱退、合化労連の東洋高圧の有個化、鉄鋼労連のIMF・UC加盟などの深刻な労働問題について具体策もなく、総評の今年の方針はだんだんと西欧型労働組合的要素を増して来ようが、構革派の掘井議長出現による集団指導方式、われわれは現資本主義体制の持つ、本質を見抜き(議会制民主主義の破棄)早急に新しい方向性を現状をふまえたところで生産点での労働〈革命的〉創造性を〈発見〉〈追求〉〈活動〉しなければならないだろう。

(ハヤ)

収入予定判明せず

予算編成する

評議委員会は去る六月一日から規約に基づいたところの執行部五名自治委員五名、パート代表七名をもって、今年度の予算について、審議をはじめた。

そして、第一回の会議で議長に、伊吹君(商四)を選出し、審議に入る前に、執行部から査定基準について提案がなされ、昨年度の活動実績を重じるとともにクラブの特殊性を考慮する事が確約され、この基本線に沿って、申請総額三千万円からの要求額を各個別的に行ない、今年度予算二百九十九万のわく内におさめるために消耗品とか、宿泊費などについては一率方式を採用して、三日、七日、八日、九日と連日に渡って討議が持たれた。

そして、十三日には最終的な第二次査定、第三次査、第四次査定と進み、第五次査定で別記の様な今年度、学友会予算案が決定した。

また独文研が本年度より、正式に予算対象クラブであることも可決された。

(解説) 昨年度の監査報告がないまま、今年度の審議に入ったわけであるが、本年度も三千万円からの申請額であったため審議は始めから困難をきわめ、実質的討議の時間が非常に少なく、技術的に予算編成が行なわれたことは今後の評議員会での検討されなければならない。

また教育後援会の援助会等推定三十万円からについてはその都度評議員会を開催する事で意志統一したけれども、今年度の収入予定については当初予算の対象にするのが妥当であろう。評議員会も今後もっと審議に入る前に十分な打合せを持って行なう事を要望したい。また自治委を多数占めた体育会計が大幅に予算が増えたのとくらべ、新報社を初め文化系クラブが昨年度に留った状況からしてみて、その活動からみてその予算はなんとしても再考の余地があろう。

学友会予算(案)41年度

執行部	1,161,300
女子同好会	10,000
弁論部	105,000
応援団	130,000
新報社	200,000
学部研究部	150,000
文化部	240,000
体育部	985,000

42年度は授業料値上げしない

三懇で理事長言明

六月十五日、教授会側、理事者側、学友会側による三者懇談会が開かれた。これは三者による話し合いにより学園民主化をしようとするもの。

今回は、定例四月であったのが執行部側の自治選中であるという理由で延期された。

その議事運行は右のようであった。(司会、中学生部長)

一、社会学部設置について(省略)

二、授業料値上げについて

これは過去関大授業料が二年周期に値上っており、今年がその年に当ることから注目されていたが理事長は四十二年度授業料値上げはしないと言明した。

なお、三十九年授業料闘争において今後(三十九年以後)四年間は著じるしい経済変動(理事長はこれを職員のベース・アップなどを含むものとしている)がない限り、授業料値上をしないことが学友会と理事会の間で取り交されたことを確認した。

この後国庫補助問題について学友会側から質疑が出されたが、理事長は国庫補助要求の学校と学生との協闘は効果が適用になると答えた。

三、教学問題

①講議内容…学友会側から興味がないと言う学生が三〇%余もあり休講も多いとの問に対して教授会は専任教授はそれぞれの研究分野を熱意を持ってやっているし、休講に関しては講師も急がしいし病気もすると弁解。

②マスプロ教育について…教授会は〝一度に学生数を減らすと学問の場を狭めることになり、マスプロは必至である。また、定員以上の教室については調整するよ努力する。

③カリキュラムおよびゼミ…学友会側の毎年ゼミの受け付けには長蛇から列がならび、また、定刻までに行っては希望のゼミが受けられない(その結果がゼミ受講者が全学生の五〇%である)に対して教授会は科目が先生によって違うから学生の希望が片寄る、来年からは苦情を聞かないようにする。

また、関連科目の時限重複に関しては来年からのカリキュラム編成の調整に努力すると発言した。

四、休暇中の事務手続および図書館開閉の延長について、

過去、相方とも必ずしも時間が制約を受ける勤労学生の状態を考慮して取り決められなかった。この点については学友会と事務局図書館との直接交渉となった。(改訂は学内告知板)

五、厚生問題について

この項は最初「生活協同組合について」であったのが、それも包括する形で厚生問題全般の討議となった。だが席上教授から「二部学生は職場での生協があるから必要性は少ない」などの発言があったきりで、結局最後まで討論にされなかった。これについては執行委員「生協問題にも力をつくす」との方針からして、以外であった。

以前より問題になっていた厚生会館建設は二ヵ月後に理事長が明確な解答を出すこととなった。その他厚生問題全般として、教室のほこり、照明、マイクの故障、水洗便所の水の便トイレットペーパー、有隣館の現状についてなど学友会側から問題点が上げられ、学校側はこれに「改善」「善処」の約束をした。

三者懇談会は、学友会側の一学生の「二部にも一部に負けない懇意を」に理事長が「水くさいこと言うなと」答えたごとく確かに和気合い合いのうちに閉会した。

文化、とりくむ〝葦の葉〟に

二部文化会では恒例の葦の葉文化祭を左記の日程で挙行することになり、現在、その取組みに全組織を上げて活動をしている。美しいハーモニーの混声合唱団、哀愁のひびきを切々と奏でる軽音〝人格の陶冶〟をモットーの吟詠部、映画部では〝職場にかける橋〟上映その他多数。

葦の葉文化祭も[illegible]で九回目であり、その成果を各方面から期待されている。

▲日時、九月十一日、午前9時〜午後6

▲場[illegible]

▲主催、関西大学二部文化会

整理券(入場券)を一部百五十円で販売していますので、ご希望の方は新報社総務局、または文化会本部まで。

(訂正) 一七九号一面の四十一年度執行委員会の記事中、訂正を左記のようにして下さい。

一、学友会組織連絡部長は同情宣部長です。

同組織連絡部長

高見良幸(法二)(弁論)信任

一面学長と大学状況について会見の記事中、**岡野は山影事務局長**

TANCHO
COSME TIQUE
SPECIAL
GOLD

新しい青年のチック!

丹頂チック〈スペシャル〉

●ゴールド●アイボリー 300円・500円

丹頂41年の伝統が完成した新しい青年のチック——丹頂チック〈スペシャル〉!いままでにない新しい香り〈ゴールド〉と〈アイボリー〉は、マンタイプの魅力的なもの。また、髪のためによい植物性です。整髪のお仕上げは丹頂チック〈スペシャル〉が最高です。

Symbol of Good Quality

丹頂株式会社

完全なサービスのあなたの店

学生証持参の方に限り

全商品2割引のサービス!

貴金属・時計・[illegible]ネの店

[illegible]通

オ[illegible]計店

[illegible]51−9064